

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回和泉市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和元年10月10日（木）午前10時から午前11時まで
開催場所	和泉市コミュニティーセンター 1階中集会室
出席者	委員：内田会長、藤田副会長、辻本委員、小林委員 市：商工労働室、環境保全課、道路河川室、生活環境課 事業者：株式会社松源 田尻氏 ：泉州繊維株式会社 西村氏 ：株式会社UCM 小林氏
会議の議題	大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について ・松源光明池店
会議の要旨	大規模小売店舗を設置する者による周辺地域の生活環境の保持のための適正な配慮に関する事項について調査及び審議する。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	傍聴者 0 名
---------------------------------------	---------

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境産業部部長より挨拶。</li> <li>・審議会委員4名出席で、審議会が成立。</li> </ul> <p>2. 議事</p> <p>(1)趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第6条2項の規定により、本審議会が成立している。</li> <li>・生活環境の保持の為に事業者の対応について審議する。</li> <li>・「松源光明池店について」10月10日（木）付にて、市長から諮問をいただいている。</li> <li>・審議会規則第7条に基づき、事業者の方々に入室してもらう。 なお、審議の際には、事業者には退室してもらう。</li> </ul> <p>(2)届出内容の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「松源光明池店」について説明</li> </ul>
事務局	<p>質疑応答</p> <p>本日欠席の吉田委員からの質疑及び回答をする。</p> <p>質疑</p> <p>当該店舗の出入口を2つ設置した理由について。 出入口①については店舗計画地東方面、南方面からの来客車両、及び計画地北方面への退店車両のみの使用のはずである。安全面と効率面を考慮すると出入口①はいらないのではないかと。</p> <p>回答</p> <p>出入口について2面設置した理由は、来退店者を分散誘導する必要があると考えたため。出入口を1箇所にするとスムーズな入出庫に影響する恐れがある。なお、旧店舗では3面（4箇所）に出入口を設置していたが、新店舗では2面（2箇所）に絞った。</p>
辻本委員	<p>旧店舗では3面（4箇所）に出入口があったものを新店舗では2面（2箇所）に設置するとの説明であったが、もともと既存店の利用客に対しては出入口の変更についてどのように周知するのか。またオープン時のチラシにも掲載するとの説明であったが、チラシ配布部数、範囲等について教えてほしい。</p>

事業者	<p>既存店には市道室堂町4号線沿いに2箇所出入口を設けていた。</p> <p>既存店において市道室堂町4号線沿いの出入口を使っていたお客様は地元の限られた方のみになるので、地元の方々に対しては個別に説明をし、ご理解をいただいている。また、周知方法についてはチラシ配布のほかに店内掲示を行う。チラシ配布の商圈については計画地を中心に同心円状に半径2kmを想定している。商圈の範囲内、光明池駅の近くにコムボックスという商業施設があるが、この施設の中にも松源が入っているので、実際の商圈については店舗南側となる。</p>
内田会長	府道和田福泉線上や国道480号線上に、案内経路の看板等の設置は考えていないのか。
事業者	新聞の折込広告や警備員による誘導以外の方法は今のところ考えていないが、今後必要に応じて検討する。
藤田副会長	割合的に店舗北側からの来店客が多いのか。さきほどの説明では北側からの来店車両はあまり多くないとの説明であったが。
事業者	大規模小売店舗立地法上の来店予測では同心円状での予測、説明になってしまっているが、実態としては北側よりも南側からの来店車両の方が多い。
藤田副会長	市道和田光明台線側の出入口②から退店する場合、右折出庫して店舗北側等へ向かうことが実態上できるのか。
事業者	実態としてはできるが、右折入出庫を禁止する看板の設置や左折出庫を促す路面表示にて誘導を行う。
藤田副会長	市道室堂町4号線側の歩行者・自転車専用の出入口については、道路上の歩行者等による横切りが多くなると思うが、その辺りの安全対策はどうか。
事業者	基本的に地元の方しか使わない出入口になると思うので、問題ないと思われる。
内田会長	住居側騒音予測地点Cについて、環境基準値ギリギリになっているが、対策はしているのか。

事業者	<p>昼間の騒音の数値が高くなってしまっていることについては遮音壁を設置するので、騒音予測の数値よりは実際は低くなると考えている。</p> <p>また、冷蔵・冷凍の室外機については24時間稼動ではあるが、室内空調用の室外機や換気扇については22時の閉店後すみやかに停止する。</p> <p>地点C側にお住まいの方々については個別に説明をし、了承をいただいている。</p>
内田会長	<p>閉店したのは？</p>
事業者	<p>閉店は6月中旬で、オープンは11月末を予定している。</p>
内田会長	<p>質疑が終わりましたので、事業者の方々のご退出ください。</p>
	<p><b>事業者退出</b></p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果（案）について説明</li> <li>・ 検討結果を踏まえた、和泉市の意見（案）について説明</li> <li>・ 留意事項（案）について説明</li> </ul> <p><b>審議</b></p>
内田会長	<p>事務局の検討結果（案）に基づいて、最終確認を行う。</p> <p>提案通り「法の規定による意見」は無しとし、「留意事項」についても無しとしてもよろしいか。</p> <p>→各委員承認 では、その旨市長に答申する。</p> <p>以上をもって閉会。</p>